## 雇用ワーキング・グループ関連

提案事項名	該当	í頁
1.フェリーに乗船するバス運転者の拘束時間及び休息期間の取扱いの緩和		1
2 - 留学生のアルバイト規制緩和		2
3 - 親会社及び連結子会社から成る企業集団内の会社間における建設技術者の有効活用		2

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管 官庁
1	27年 11月27日	28年 1月13日	フェリーに乗船するバス 運転者の拘束時間及	貸切パス、高速パス等の自動車運転者の労働時間規制については、2012年の関越高速自動車道における悲惨なパス事故以来、規制と取締が強化されております。交通事業も11では安全が第一であり、同じ交通事業者団体である当協会としても当然のことと考えておりますが、他方、観光による地域の活性化の面でみると、従来日帰りパスツアーで旅行行程に組み込まれていた首都圏や近畿圏から200km程度の距離に位置する観光地がツアー行程から外されるなど看過できない副作用も生しております。この運転者の労働時間の適正化による安全確保と地方の観光機関とき両立する手段として有効能無策がリパスツアーにおけるフェリーの活用、であります。パス運転者はフェリー乗船中は大型自動車運転者専用の「ドライバーズルーム」でくつるぐことが出来る(勿論、お客株告額旅を楽しめる)ことから、ツアー行程中の運転者の休養確保という点では理想的なものですが、不思議なことにのパスツアーにおけるフェリーの活用、であります。パス運転者はフェリー乗船中間で書となっている規制があり、このため、昨今の規制・取締金化によりフェリーの活用は加い傾向にあります。この営業日中の軍会を受け、1200円の第となっている規制があり、このため、下外の規制・取締金化によりフェリーの活用はが小傾向にあります。この営業日中の主でも時間のうち2時間は均東時間後りない扱力ととされております。この営業では中のフェリー活用の棚運が高まらず、逆に労基からの指摘を受けてエリー利用を取り止めるケースも出ています。フェリー乗船中の運でも対象時間について、コリー乗船中の全での時間のうち2時間と対象はが表がより表がよります。このためアラーを使うと拘束時間が増えてしまうため)。いかし通常、運転者は集船後はドライバーズルームの浴場に直行し、後は睡眠、休息を取っているのが常態であり、この2時間の均乗時間と10年の分場に直行し、後は睡眠、休息を取っているのが常態であり、この2時間の対象に対象に発表するより、トラック運転者のエリー乗船後に作業を行うケースが少なくなっており、トラック運転者の作業実態や元に係る関係通道の改正を行い、本年9月から適用されることとなりました。しかしながら、パス運転者については、従前どおりフェリー乗船中の2時間は拘束時間とて取り扱うこととなっております。フェリー乗船中の1時間と1年の別が多くフェリー乗船中の1時間は拘束時間と1年のり扱うととなっております。パズ運転者もフェリー乗船後は車両甲板への立ち入りは制限され、かつ、フェリー乗船時間を全て休息期間とを全体規制でする目の制度改正を行りあると思慮されまず、特に、アジアからのインパウンドのパスツアーは数日にわたるものが多く、フェリーを行程に組み込めば運転をしている状況が認められることして、トラック運転者のフェリー乗船時間を全て休息期間として取り扱うこととなっております。パズ運転者もフェリー乗船後は車両甲板への立ち入りは制限され、かつ、フェリー乗船時間を全て休息期間として取り扱うこととなってあります。パズの運転者でフェリー乗船を全している状況が認められることして、ドラック運転者のフェリー乗船時間を全て休息期間として取り扱うこととなってあります。パス運転者としている状況が認められることして、ドラック運転者としば、アンリー乗船時間を全て休息期間とで取り扱うことを記述されまり、パス運転者としている状況が高いまります。11年によりによります。11年によりまります。11年によりませ、11年によります。11年によりまります。11年によります。11年によります。11年によります。11年によります。11年によります。11年によります。11年によります。11年によります。11年によります。11年によります。11年によります。11年によりませ、11年によります。11年によりまります。11年によります。11年によります。11年によります。11年によります。11年によります。11年によります。11年によります。11年によります。11年によります。11年によります。11年によりませが、11年によりませが、11年によりませが、11年によりませが、11年によりませが、11年によ	(一社)日本旅客船協会	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
2	27年 12月2日	28年 1月27日	留学生のアルバイト規 制緩和	【内容】 留学生のアルバイト時間規制の緩和を行い、外国語対応を求めている店舗や施設での積極活用を実施し、コミュニケーション強化を図る。 【理由】 店舗、施設側の外国語対応の人材不足を補うとともに留学生も学外での日本コミュニケーションと学業の為の収入を得ることで、双方の益となるため	(一社 )全国空港ビル協会	厚生労働省
3	27年 12月22日	28年 1月27日	親会社及び連結子会 社から成る企業集団内 の会社間における建設 技術者の有効活用	【具体的内容】 連結対象にある企業間(親会社と連結子会社間、連結子会社と連結子会社間)における技術者の異動を容易にし、在籍出向社員であっても出向先で主任技術者又は監理技術者として配置可能とする。 【提案理由】 現行でも類似の特例制度があるが、連結子会社間の出向は不可であり、また、親会社と連結子会社間であっても、適用要件(経営事項審査に関する要件)が厳格すぎて同制度そのものを利用できない。 新設住宅着工が落ち込むなか、グループ会社にて、リフォームなどのストック市場に積極的に取組んでいるが、技術者に繁閑があった場合は、相互に技術者を融通することが容易になる。 今剰となる新築部門に従事していた技術者を、リフォームで有効活用できるなど、グループ全体の生産性が向上する。また、長年培った技術を活かせることで、本人にとっても有用であり、人財の活性化に繋がる。	(一社)日本経済団体連合会	国土交通省